

○令和3年度保育所指導監査文書指摘内容

番号	文書指摘の内容	根拠法令	指摘施設数
1	全施設職員に対して、人権擁護に関する研修を実施すること。	和歌山県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第4条	8
2	保育士の数について、保育士の配置は2名以上とすること。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第2項	6
3	特定教育・保育の提供の開始に際しては、利用申込者に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ること。	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第5条第1項	2
4	保育士として勤務させる場合は、保育士証を確認すること。	児童福祉法第18条の18	4
5	施設の見やすい場所に重要事項を掲示すること。	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第23条	5
6	消火訓練を毎月実施すること。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条第2項	7
7	非常災害に係る避難訓練を毎月実施すること。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条第2項	1

○令和3年度幼保連携型認定こども園指導監査文書指摘内容

番号	文書指摘の内容	根拠法令	指摘施設数
1	毎学年定期的に学校環境衛生基準に基づいた環境衛生検査を実施すること。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第27条 学校保健安全法施行規則第1条	3
2	日常的な点検を実施し、環境衛生の維持又は改善を図ること。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第27条 学校保健安全法施行規則第2条	10
3	業務管理体制の整備に関する事項について届け出ること。	子ども・子育て支援法第55条	1
4	毎学期1回以上安全点検を実施し、環境の安全の確保を図ること。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第27条 学校保健安全法施行規則第28条	1
5	設備等について日常的な点検を実施し、環境の安全の確保を図ること。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第27条 学校保健安全法施行規則第29条	1
6	法令遵守責任者に変更があったときは、遅滞なく届け出ること。	子ども・子育て支援法施行規則第46条	1
7	園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置は、常時2人以上とすること。	幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準第5条	1
8	幼保連携型認定こども園における教育及び保育並びに子育て支援事業の状況その他の運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表すること。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第23条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第23条第1項	3
9	検食は園児の摂食開始時間の30分前までに行い、異常があった場合には、給食を中止すること。	学校給食衛生管理基準	1
10	全施設職員に対して、人権擁護に関する研修を実施すること。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例第3条	4